

支援金の使途についての注意事項

(1)大会参加費の申請可能な範囲について

支援可能な大会参加費は、当該研究を発表する本大会のみに限られる。参加費以外に発表費がかかる場合には、支援の対象となる。

プレ大会、大会後のワークショップ等、本大会以外のイベント等の参加費は支援対象外である。また、発表する大会の学会年会費も支援対象外である。

(2)宿泊費の申請可能な期間について

申請可能な期間は、本大会の開始前日から、本大会の終了日までとする。それ以外（前泊・後泊等）の日程を含めて宿泊した場合には、開始前日から終了日までの分の宿泊費の実費を、支援の対象とする。

(3)旅費について

他学会等から「交通費」の支給を受けている場合には、領収書が「交通費」と「宿泊費」とに区分できる場合には、「宿泊費」のみ、支援の対象となる。

領収書が「旅費」として一括となっており（パッキングツアー等）、「交通費」「宿泊費」に分けられない場合には、支援は不可となる。

(4)宿泊費の上限について

宿泊費は、1泊あたり20,000円を上限とする。また、宿泊費総額の上限を10万円とし、宿泊費が支援金総額の8割を超えてはならない。

(5)複数人で宿泊した場合について

複数人で1部屋に宿泊した場合、1人当たりの宿泊費の領収書を提出できる場合には、その領収書を提出していただく。不可能な場合には、全体の宿泊費と宿泊した人数がわかる書類を一緒に提出していただく。1人当たりの宿泊費算定に必要な書類が提出できない場合には、支援不可となる可能性がある。

(6)食費について

大会参加中の食費、懇親会費については、支援の対象外である。大会の一部として開催される有料のランチセッション等も、セッション内で申請者自身が発表する場合を除き、支援対象外である。宿泊費に食費が含まれる場合には、食費の実費を差し引いた額を支給する（基本的に、食費を含まないプランを選択することを推奨する）。宿泊費に含まれる食費の実費がわからない場合には、朝食は1食につき2,000円、夕食は1食につき5,000円を差し引いた額を支給する。

(7)支援金の為替レートについて

日本円以外の通貨による申請額の日本円への換算は、申請者が実際の支払日ではなく、申請日の為替レートに基づいて行う。ただし、クレジットカード等の使用明細により、日本円換算での正確な支出額が提示できる場合には、その額を支給する。